募集要項

「労災保険制度における特別加入制度」の対象範囲の拡大についての提案・意見

令和3年8月6日 厚生労働省労働基準局労災管理課

厚生労働省は、「労災保険制度における特別加入制度」の対象として追加すべき業務・ 職業について、労働政策審議会労災保険部会(以下、「労災部会」)で検討する際の参考と するため、国民の皆さまからの提案・意見を広く募集します。

1. 提案・意見募集の背景

労災保険は、労働者の業務または通勤による災害に対して保険給付を行う制度です。 この制度は、労働者以外でも、その業務の実情、災害の発生状況などからみて、特に労 働者に準じて保護することが適当であると認められる一定の方には特別に任意加入を認 めています。具体的には、以下のような方々が対象となっています(別添1)。

- ① 中小事業主およびその事業に従事する労働者以外の方(役員等)
- ② 労働者を使用しないで事業を行う一人親方その他の自営業者およびその方が行う 事業に従事する労働者以外の方(家族従事者等)
- ③ 特定作業従事者
- ④ 海外派遣者

厚生労働省では、この特別加入制度について、労災部会での議論を経て、社会経済情勢の変化を踏まえ、その対象範囲を拡大してきており、令和3年4月から芸能従事者、アニメーション制作従事者、柔道整復師、創業支援等措置に基づく事業を行う高年齢者を追加し、同年9月からは自転車配達員及びITフリーランスが対象となる予定です。(別添2)。

これらに加えて、更に追加すべき業務・職業の検討を進める際の参考とするため、今回、上記②または③での「労災保険制度における特別加入制度」の対象として追加すべき業務・職業について、国民の皆さまから幅広く提案・意見を募集するものです。

なお、上記②または③の特別加入の手続きなどは、特別加入団体を通じて行います。 この特別加入団体は、特別加入制度への加入・脱退や保険料の納付を始めとする労災保 険事務を担うだけではなく、そもそも労働災害が起きないようにするために災害防止措 置を講ずる重要な団体として、制度上位置づけられています。

提案・意見をお寄せいただく期間 令和3年8月6日(金)~9月17日(金)

3. 留意点

お寄せいただいた提案・意見は、今後、労災部会で検討する際の参考にさせていただきます。その際、氏名、連絡先等の個人情報を除き、公表する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

また、お寄せいただいた提案・意見について、9月以降に開催する労災部会で取り上げる際、労災部会にお越しいただき、提案・意見のご説明をお願いする場合があります。その際は、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。

なお、お寄せいただいた提案・意見に個別に回答することはしませんので、あらかじ めご了承願います。

意見提出の際にお聞きした個人情報の取り扱いには十分注意し、いただいた意見の確認の連絡、整理のみに利用させていただきます。

4. 提案・意見をお寄せいただく方法

下記のURLからウェブ専用フォームにアクセスして、必要事項をご記入の上、ご応募ください。

<URL: https://www.mhlw.go.jp/form/pub/mhlw01/0806>

- ※ 電話や手紙などによる提案・意見はお受けできかねますので、あらかじめご了承く ださい。
- ※ 氏名、連絡先は、可能な範囲でご記載いただきますようお願いします。なお、内容 確認などのため、ご連絡させていただく場合があります。